## 市内3駅周辺路上喫煙等禁止区域の指定に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について

令和元年 10 月 国立市生活環境部ごみ減量課

1: 実施期間: 令和元年7月8日~7月31日

2:意見件数:13件

3:意見内容等

通番	提出された意見の内容	提出された意見に対する考え方
1	分煙・受動喫煙防止の観点から、喫煙所の設置を希望する。	閉鎖式の喫煙所の場合でも外部への排気は必要であり、脱臭機等
		を用いた場合でも周囲への臭いや有害物質等の影響を完全に除去
		することはできません。このため、検討会の報告書でもお示しした
		通り、現在の喫煙所候補地においては駅ホームやバス停、タクシー
		乗り場や通行人への影響が発生すること等から喫煙場所の設置は
		難しいと考えており、受動喫煙防止の推進のために路上喫煙等禁
		止区域を指定することとしました。
2	禁止区域の掲示や広報、啓発活動の実施を希望する。	すでに路上喫煙等禁止区域に指定されている国立駅南口について
		は、禁止区域を掲示する看板や路面シールによる啓発を行ってお
		り、あわせて市の委託業者による清掃・指導を実施しています。今
		後指定される区域についても、同様の啓発・指導を実施することを
		検討します。
		また、年3回「喫煙マナーアップキャンペーン」として市内3駅
		周辺で喫煙マナー向上を呼びかける広報活動を実施しており、禁
		止区域指定後は禁止区域の周知を同キャンペーンで実施する予定
		です。
3	路上以外でも店舗等の敷地に喫煙場所が存在している状況で	2020年4月に施行される国や都の法令において、店舗等の敷地内
	は、禁止区域指定は問題の根本的解決にならないのではない	であっても屋外に喫煙場所を作る場合は、受動喫煙を生じさせな
	カゝ。	いように配慮することとされています。これに加えて市では道路

		等の公共の場所での受動喫煙等の防止を禁止区域指定により進め
		ていく方針です。
4	禁止区域は駅を中心とした半径で指定することを希望する。	喫煙場所を設けられないことから、禁止区域は地域の実情に合わ
		せて範囲を限定して指定することを前提としたため、禁止区域は
		半径ではなく個別に範囲を定めることとしました。
5	国立駅北口の禁止区域案が南口と比較して狭い理由は。	検討会の中間報告書における路上喫煙等禁止区域(案)は都市計画
	国立駅北口の禁止区域の拡大を希望する。	上の商業・近隣商業地域を中心に不特定多数の人が利用する必要
	(①北1丁目全域、②国立駅北口から北に延びる道路と駅東側	最小限の範囲として作成しており、国立駅北口は南口に比べてこ
	南北通路から北に延びる道路、③駅東西の南北通路、④北1丁	の範囲が狭い地域です。
	目1番~3番付近の東西道路についてのご意見)	ご意見を受けて東側は都市計画上の近隣商業地域の境界であるこ
		とから北1丁目4番地および5番地の東側南北道路を境界に、西
		側は複数の医療機関があり、また国分寺市へ続く歩道がある道路
		であることから不特定多数の人の往来がある場所として北1丁目
		7番地と10番地の間の南北道路を境界にした範囲を追加すること
		を検討します。
		また、駅東西の南北通路はすでに禁止区域(案)に含まれておりま
		す。
		その他の地域については、現行の条例においてすでに市内全域で
		他人の迷惑となる喫煙やポイ捨てを禁止しているため、引き続き
		啓発を行っていきます。
6	谷保駅南口の禁止区域の拡大を希望する。	ご意見を受けて、特に具体的に要望が挙げられた南口の駅前広場
	(住宅地域および谷保駅南口緑地周辺と緑地内の灰皿について	および谷保駅南口緑地周辺を駅至近であり不特定多数の人が集ま
	のご意見)	る場所として、また天神前踏切から甲州街道までの道を、谷保天
		満宮へ繋がる参拝客等の不特定多数の人が往来する道路として指
		定することを検討します。
		また、谷保南口緑地の灰皿は、現在撤去されています。

		その他の地域については、現行の条例においてすでに市内全域で
		他人の迷惑となる喫煙やポイ捨てを禁止しているため、引き続き
		啓発を行っていきます。
7	矢川駅北口の禁止区域の拡大を希望する。	ご意見を受けて、北側の境界を都市計画上の近隣商業地域との境
	(①矢川上公園周辺から駅まで、②駅西側線路沿い、③小学校通	界であるさくら通りに変更することとし、矢川通りを延伸し富士
	学路についてのご意見)	見台4丁目5番地・6番地を街区で追加することを検討します。
		その他の地域については、現行の条例においてすでに市内全域で
		他人の迷惑となる喫煙やポイ捨てを禁止しているため、引き続き
		啓発を行っていきます。
8	矢川駅南口の禁止区域の拡大を希望する。	ご意見を受けて、飲食店が存在すること、多方面から駅南口へ向か
		う人の往来が集中する場所として駅至近である矢川通の矢川踏切
		から南側一つ目の信号までの範囲を禁止区域に追加することを検
		討しています。

## 4:ご意見を受けて再検討した禁止区域について





